

## 省令案及び告示案に対する御質問への回答

提出された御質問	回答
<p>「電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの」</p> <p>とは、具体的にどのようなサービスを想定対象としたのでしょうか。 【個人】</p>	<p>具体的な例として、利用者数が100万に満たない小規模な電気通信事業者等が提供するインターネット接続サービス等を想定しております。</p>